

平成十年七月二十八日受領
答弁第五三三号

内閣衆質一四二第五三三号

平成十年七月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員丸谷佳織君提出医療機関における視覚障害者のための施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸谷佳織君提出医療機関における視覚障害者のための施策に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の病院で視覚障害者向けに薬袋の記載事項の点字による表示（以下「薬袋の点字表示」という。）を行っている施設の数は、本年六月末現在で、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター並びに国立身体障害者リハビリテーションセンターについては二百三十四施設中二施設、国立大学医学部附属病院については四十二施設中五施設、公立大学医学部附属病院については八施設中三施設であり、それらの施設名は、別表のとおりである。また、自治体病院については、実施状況を把握していない。

二について

視覚障害者に対する服薬指導については、点字を触読できる視覚障害者には薬袋の点字表示が有効であると考えるが、これ以外にも、多くの国立病院、国立療養所、国立大学医学部附属病院等で現在実施している、①医師や薬剤師から患者本人又は家族に対して服薬方法を十分説明する、②一回の服用分ごとに一

包化する、③識別テープをはり付ける、④識別しやすいように包装に切り口を付ける、⑤薬袋に記載する文字等を大きく表示する等の個々の視覚障害者の状況に応じた配慮を行うことが重要であると考えており、これらの取組を更に充実してまいりたい。

三について

診療報酬上、保険医等が服薬指導に当たり処方した薬剤の名称、用法等に関する主な情報を文書により提供した場合には、薬剤情報提供料等として評価することとしており、薬袋の点字表示等についてもこれらの情報を提供した場合には同様に取り扱っているところであるが、これ以外の場合の措置を講ずることについては、その必要性について検討してまいりたい。

別表 薬袋の点字表示を行っている施設（本年六月末現在）

施設の種類	施設名
国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター	国立登別病院 国立療養所和歌山病院
国立大学医学部附属病院	東京医科歯科大学医学部附属病院 名古屋大学医学部附属病院 滋賀医科大学医学部附属病院 島根医科大学医学部附属病院 香川医科大学医学部附属病院
公立大学医学部附属病院	札幌医科大学医学部附属病院 名古屋市立大学医学部附属病院 和歌山県立医科大学医学部附属病院